

議会改革等に関する調査特別委員会 最終報告

ただいま議題となりました議会改革等に関する調査特別委員会最終報告について、本特別委員会の審査の経過及び内容等について最終報告を申し上げます。

ご承知のとおり、本特別委員会は令和3年4月28日の第200回臨時会において議会改革等に関する事項についての調査・研究を付託事項とし、13人の委員による構成で設置され、これまでに延べ45回の委員会を開催いたしました。

議長より、議会運営委員会の協議の結果を踏まえ調査研究事項とするよう通知のあった「タブレット端末の使用基準等を定めることについて」を優先的に調査することに決定し、それ以外の改革事項の取りまとめについては、各会派から提出された改革事項を、一つの改革事項に対する提案会派の数、予算の必要性及び改革の可能性が高いと思われるもの等を考慮し、その順位を整理した上で協議を行い、結論を出していく方法で進めてまいりました。

また、議会運営の円滑化を維持するため、改革事項の決定に当たっては本特別委員会の全会一致を原則として運営を行い、結論が出た事項につきましては、議長に報告を行ったのち、議会運営委員会で決定後議会として実行するという方法で改革項目の実現に努めてきました。

本日、その成果を御報告申し上げたいと思います。

はじめに、議会だよりにつきましては、年4回、12ページ、フルカラー印刷で発行しており、その発行主体を本特別委員会とし、一般質問の原稿についてはそれぞれの議員が作成、編集や校正については本委員会にて行い、一般質問の記事作成から編集・発行までを議員が主体となって行ってまいりました。

次に、優先的に調査することに決定しましたタブレット端末の使用基準等を定めることについては、協議した結果、作成した案のとおり基準を策定すべきと決定し、令和4年4月に施行し運用を開始しております。

次に、一般質問の一問一答方式の導入につきまして、本特別委員会においては、協議の結果、導入すべきと決定し議長に報告を行いました。が、議会運営委員会の協議において意見の一致が見られず、その実施には至りませんでした。

また、委員会を重ねる中で、できる限り全会一致を見だし改革を推進すべく、各会派取り組みたい協議事項を1つに限定し優先事項として協議を行っていくなどの協議方法の見直しも行いました。

次に、議員控室の土曜日利用を可能とすることにつきまして、協議の結果、試行期間を設けて実施すべきことが決定し、4か月の試行期間を経て令和5年4月より実施しております。

次に、政務活動費の増額につきましては、協議の結果、政務活動費の枠を広げるため、執行機関に対し増額を要求すべきことに決定しました。令和5年度より、これまでの「会派所属議員数に月額20,000円を乗じた額」から「会派所属議員数に月額50,000円を乗じた額」へと増額されております。

次に、通信費の按分につきましては、協議の結果、按分の上、上限額を設定して政務活動費で支出できるものとする。また、透明性をはかる観点から、請求額の内訳が見える書類等を提出すべきであると決定し、令和5年度より適用されております。

次に、政務活動費の充当できる経費の見直しにつきましては、協議の結果、政務活動費の手引きを改正すること等が決定し、令和5年10月に改正し同月より適用され、政務活動費の充当できる経費の割合が拡充されております。

次に、定例議会及び臨時議会の議案の案を告示日の前に配布することにつきましては、協議の結果、執行機関に対し議案研究を充実させるため、議員全員

へ同じ時期に配布を求めること、配布された議案の案について、議員側、執行機関側で合意が得られれば、その内容について説明等が受けられるようにすることなどを要望すべきと決定し、令和6年3月定例会の告示前より実施されております。

次に、議会基本条例の制定についてこれまでの議論の経過を御報告いたします。本件については、理解を深めるために既に議会基本条例を制定している議会への視察なども含め協議を行ってきました。議会基本条例の制定を目指すなか、議会憲章制定についての提案があり、今期（第14期）における時間的猶予等を考慮した結果、議会基本条例制定に向けた協議の前段として浦添市議会憲章の制定を目指して協議を行いました。協議の結果、浦添市議会憲章を制定すべきであることが決定され、議会運営委員会での決定経て、第211回12月定例会において全会一致をもって議決されました。

次に、代表質問の実施につきましては、導入することによって、一般質問における重複した質問を一本化することができれば、議会として効率化を図ることができると考えられるため、その実施に向けて協議を行ってきました。協議の結果、実施すべきことに決定し、議会運営委員会での決定経て第212回3月定例会から実施しております。

以上がこれまでの本委員会の経過でございます。改革事項として実現したのもございますが、実現に至らなかった事項もございます。

特に議会基本条例の制定は、本市議会の今後の大きな検討課題であると認識しております。議会基本条例制定については、浦添市議会第12期及び第13期の議員各位の総意でもあり、同条例の制定に向け、たゆまぬ努力を重ねていくことが必要であります。これまでの協議経過も踏まえ、第15期においても議会改革等に関する調査特別委員会を設置していただくよう要望し、引き続き議会基本条例の制定に向け議論を重ねていただきたく、議会改革を推進する立場とし

て、この場を借りて申し送りさせていただきます。

最後になりましたが、今後も市民代表の合議機関として、より市民に信頼され、より身近な議会を目指して改革事項に対し調査・検討を進めていくことを申し上げまして、議会改革等に関する調査特別委員会の最終報告といたします。